

◇◆ 平成22年5月から、  
高額療養費・付加金等の支給対象になった被保険  
者の方には、健保から『保険給付決定支払通知書』  
が送付されます。

これまで、出産育児一時金のように被保険者の方からのご請求に基づき支給する現金給付や、入院等で医療費の負担が高額になった場合の高額療養費・付加金等については、給与明細書や年3回発行される医療費通知で保険給付金の支給をお知らせしておりましたが、平成22年5月からは、毎月、支給対象となった被保険者の方のご自宅に、当健保から『保険給付決定支払通知書』を送付させていただきます。

通知書が届きましたら内容をご確認いただき、ご不明な点がある場合には、お問い合わせください。

◎問合せ先 TEL03-5572-4932 ジェイティ健保 給付担当

※ この通知書は、健保が保険給付を行った証明になります。確定申告の医療費控除申請の際に、必要となることがありますので大切に保管してください。

※ 原則として給与支払日に給与振込に併せて、保険給付金を支給しておりますので、ご了承ください。

# 保険給付決定支払通知書

×××-××××

No.1

△△県△△市〇〇1-1-2

105-8422

健保 太郎 様

東京都港区虎ノ門2-2-1 JTビル

ジェイティ健康保険組合

理事長 松本 智

03-5572-4932

決議書番号<△-×××××××××>

事業所 ××

記号番号 (×××-×××××××)

この通知は、健康保険組合が被保険者に支給する保険給付金を通知しております。

保険給付金を下記のとおり支給決定し、【支払日】に事業主宛て振込みましたのでご通知いたします。

なお、原則として給与支払日に給与振込に併せて、保険給付金を支給しておりますのでご了承ください。

支払日 平成××年×月××日

支給内容	支給金額	
【高額療養費・療養付加金】	××, ××× 円	
氏名	科目/診療年月	医療/円
健保 太郎	21年12月	医科
	一部負担還元金	××, ×××円

この決定に対し不服がある場合は、通知を受取った日の翌日から60日以内に社会保険審査官（地方厚生（支）局内）へ審査請求ができます。また、その決定に不服がある時は、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求ができます。

なお、この処分取消の訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から6か月以内に、健康保険組合を被告として提訴できます（社会保険審査会へ再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき等正当な理由がある時は、裁決を経なくとも提訴できます）。

ただし、裁決の日から1年を経過すると提訴できません。当通知にご不明な点がある場合は、健康保険組合にご連絡ください。